

# ～地域雇用戦略会議～

雇用の創出に向け各地域の自主的な地域活性化の取組の実効が上がるよう、7道県に地方自治体、地元経済界、地方支分部局等の地域関係機関及び関係府省が一堂に会する「地域雇用戦略会議」を設置し、地域レベルで関係機関が一体となって雇用の改善に取り組むこととする。

## 地域の雇用創出の促進

### 現在

#### 市町村

○市町村ごとにおける地域活性化の事業

#### 道県

○道県における地域活性化の事業

#### 地元経済界

○地域活性化のための各種事業

地域の実情に応じた  
メリハリのある自主的な取組

### 地域雇用戦略会議

地場産業

観光

人材

人的ネットワーク

情報通信基盤

等

市町村間の連携強化

地方自治体及び国の施策の有効な組合せ

調査結果の提供

日銀支店  
○地域の経済・雇用動向について調査

### 連携・協力・支援

#### 内閣官房(特区・地域再生)

○雇用創出に資する地域再生施策(雇用創出のための地域再生計画の策定、省庁連携による支援チームの設置など)の活用促進  
○規制の特例の活用促進による地域経済活性化、雇用機会の創出・拡大

### 現在

#### 労働局

○雇用関係施策(パッケージ事業等)の7道県に対する重点実施

#### 総合通信局

○情報通信基盤の整備

#### 地方農政局

○農村経済の活性化の推進

#### 経済産業局

○地域活性化に向けた具体策の検討(7道県も含む)  
○産業クラスター計画の推進 等

#### 地方運輸局

○魅力ある観光地づくりの推進

#### 地方整備局

#### 沖縄総合事務局

○沖縄振興計画に基づく雇用機会創出等の推進

#### 北海道開発局

# 厚生労働省の雇用関係施策の7道県に対する重点実施

## 1 地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組を支援する「地域雇用創造支援事業」について、7道県に重点的に配慮

### ① 地域雇用創造バックアップ事業

雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。

・7道県の配分比率を50%に上げる。(平成17年度は40%)

### ② 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)

市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等にその事業を委託する。(上限2億円(×3年間)、採択件数1年度35地域)

・7道県の配分比率を50%に上げる。(平成17年度は40%)

### ③ 地域創業助成金

地域に貢献するサービス分野又は市町村等が自ら選択した地域重点分野において創業し、離職者等を雇い入れる場合に助成する。

助成内容:創業に係る経費の1/3、上限(雇入れ規模に応じ)150万円~500万円

・7道県について、助成率を50%に上げる。(他県は1/3)

## 2 中小事業主団体による人材の確保・育成等を支援する「地域雇用開発活性化事業」(平成18年度新規)について7道県に重点的に配慮

雇用情勢の厳しい地域における産業・企業の活性化とそれによる雇用機会の増大を促すため、中小事業主団体による人材の確保・育成(高年齢者の活用、後継者の確保等)の取組を支援する。(予算上全国50団体、上限1,500万円(×3年間))

・7道県の配分比率を30%とする。

・7道県については、地域の意向・ニーズを踏まえた柔軟な運用を行う。

## 3 創業支援コーナー等による支援

雇用・能力開発機構において、創業サポートセンター等(北海道、東京、大阪、福岡)を中心に創業者に対する能力開発、技術支援等を実施する。

・7道県について、雇用・能力開発機構都道府県センターに「創業支援コーナー」を設置し、創業サポートセンターとの連携により、創業に関する情報提供に加え、創業に必要な基礎的ノウハウの提供等相談援助の内容充実を図る。

# 厚生労働省の施策に関する7道県対策の進捗状況について

## 1. バックアップ事業

○平成18年7月4日現在、4地域で地域雇用創造調査研究事業を実施しており、うち7道県は3地域(75%)。

## 2. パッケージ事業

○平成18年度第1次採択分として31地域が採択された。採択地域31地域のうち7道県の採択数は17地域(54.8%)。

## 3. 地域創業助成金

○平成18年4月より、7道県における助成率を引上げ。

## 4. 地域雇用開発活性化事業

○平成18年度より、全国50地域で事業を実施予定。うち7道県は18地域(36%)。

## ○ 雇用形態別雇用者数の推移

(万人)

| 和暦   | 西暦   | 正規雇用者 | 非正規雇用者 |
|------|------|-------|--------|
| 平成3年 | 1991 | 3639  | 897    |
| 4年   | 1992 | 3705  | 958    |
| 5年   | 1993 | 3756  | 986    |
| 6年   | 1994 | 3805  | 971    |
| 7年   | 1995 | 3779  | 1001   |
| 8年   | 1996 | 3800  | 1043   |
| 9年   | 1997 | 3812  | 1152   |
| 10年  | 1998 | 3794  | 1173   |
| 11年  | 1999 | 3688  | 1225   |
| 12年  | 2000 | 3630  | 1273   |
| 13年  | 2001 | 3640  | 1360   |

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 14年 | 2002 | 3486 | 1406 |
| 15年 | 2003 | 3444 | 1496 |
| 16年 | 2004 | 3380 | 1555 |
| 17年 | 2005 | 3333 | 1591 |
| 18年 | 2006 | 3340 | 1663 |

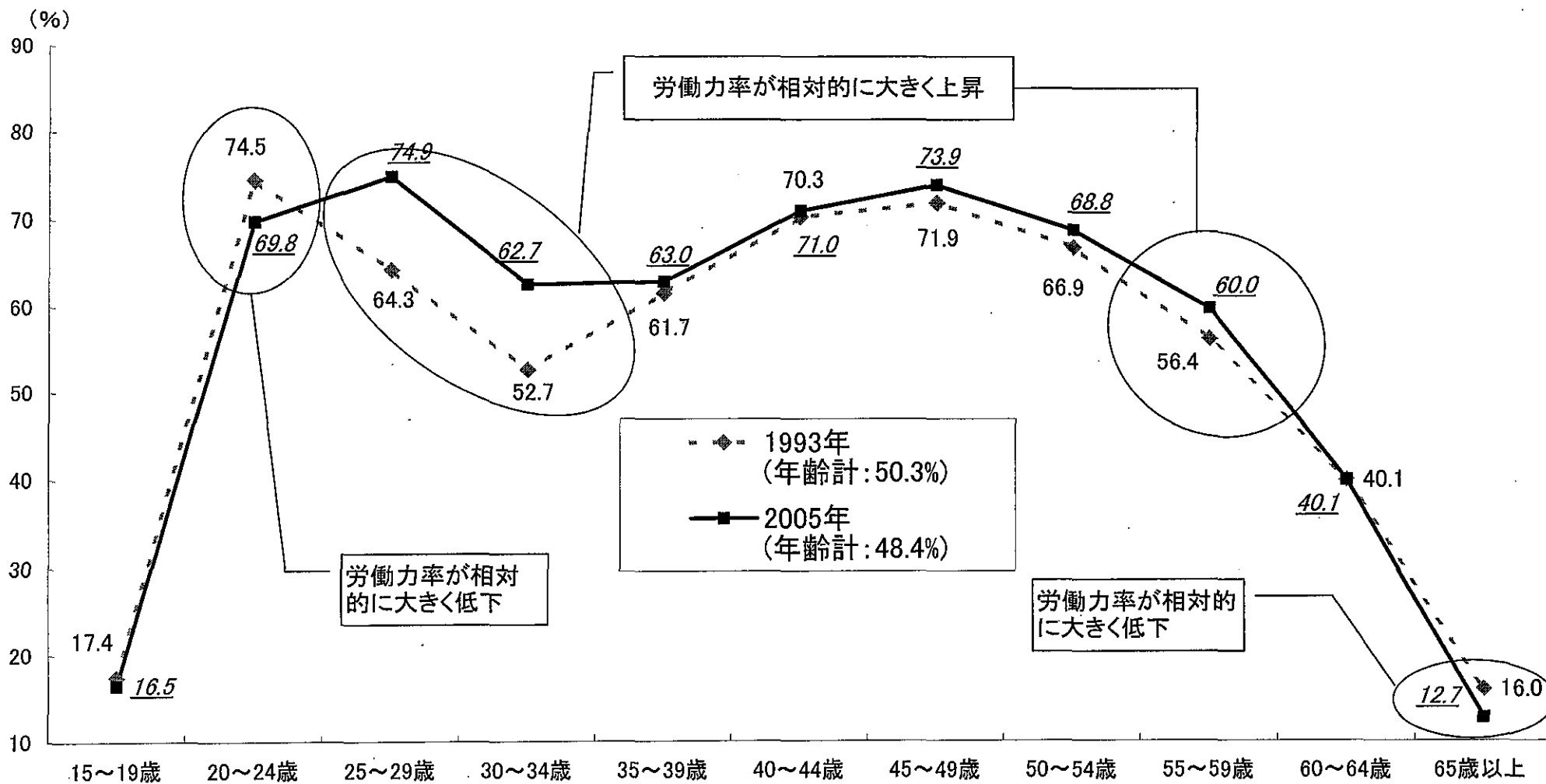
(資料出所) 総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細結果)」

(注) 1. 平成13年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」による。調査月が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。

2. 平成13年までは各年2月、平成14年以降は1～3月平均の値。

## 年齢別労働力率の推移(女性)

女性の労働力率は、1993年の50.3%から2005年には48.4%と1.9%ポイント低下した。  
 年齢別にみると、25～34歳層と55～59歳層で相対的に上昇幅が大きく、20～24歳層と65歳以上層で相対的に低下幅が大きくなっている。



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

# 我が国で就労する外国人労働者数(平成16年)

専門的・技術的分野の就労者  
約19万人

特定活動  
(技能実習、ワーキングホリデー等)(※1)  
約6万人

資格外活動許可(留学生等のアルバイト)  
約11万人

日系人等(※1)  
約23万人

不法残留者  
約19万人(※2)

(資料出所) 法務省入国管理局

(※1) 厚生労働省推計

(※2) 平成18年1月1日現在

○ 規制改革・民間開放推進会議3か年計画（再改定）（抜粋）

平成18年3月31日

閣 議 決 定

イ「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化

職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求めることについて検討し、結論を得る。事業主の報告先は従来通り公共職業安定所を想定するが、労働行政と入国管理行政の連携へとつなげ、事業主に報告義務を重複して課さないことが重要である点に留意する。

また、現在は毎年6月に報告が求められているが、外国人労働者の退職等、その就労状況に変更があった場合、その他必要な場合の情報把握の在り方や、報告義務の懈怠や虚偽報告に対する罰則などに係る所要の改正についても、本制度の目的との均衡や多数の事業主から収集した情報の有効な活用の在り方等の観点から検討し、結論を得る。

## 外国人雇用状況報告について

### (趣旨)

- 平成5年度から、外国人労働者の雇用状況について事業所から年1回報告を求める「外国人雇用状況報告制度」を実施。  
本制度は、事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたもの。
- 本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、公共職業安定所が報告を求めているもの。外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではない。
- 本制度に基づき、平成17年6月1日現在で、外国人労働者を雇用(以下「直接雇用」という。)又は外国人労働者が労働者派遣、請負等により事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所から管轄の公共職業安定所に提出された報告を集計した結果は下記のとおり。

### (報告の概要)

#### 1 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要

- (1) 平成17年度は155,009事業所に対して報告を求めたところ、94,143所から報告書の提出があり、そのうち28,017所が外国人労働者を直接雇用又は間接雇用していた。
- (2) このうち、外国人労働者を直接雇用している事業所は25,106所、その外国人労働者数は198,380人であった。
  - ① 産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最多で、直接雇用事業所数全体の50.9%、直接雇用外国人労働者数全体の54.4%を占めた。
  - ② 事業所規模別では、事業所数、外国人労働者数ともに「100～299人」規模が最も多い
  - ③ 1事業所当たりの外国人労働者数の平均は7.9人(前年8.1人)であった。

#### 2 直接雇用の外国人労働者の属性

- (1) 男女別では、男性が54.3%、女性が45.7%を占めた。
- (2) 出身地域別では、「東アジア」が43.2%で最多を占め、次いで「中南米」が30.4%、「東南アジア」が14.0%となっている。なお、「中南米」のうち約9割の89.6%を「日系人」が占めている。また、前年度調査において、平成5年度の調査開始以来、初めて「東アジア」が「中南米」を上回ったが、本年度においては、「東アジア」が前年より23.9%増加する一方、「中南米」が前年より6.3%減少しており、「東アジア」の増加傾向が強まっている。
- (3) 在留資格別では、日系人等の就労に制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」が直接雇用外国人労働者数全体の約半数の48.2%を占めた。次に、特定の分野で就労可能な、いわゆる「専門的、技術的分野の在留資格」(以下「専門的、技術的分野」という。)が18.9%を占め、そのうち61.4%は「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格であった。

(注) 「専門的、技術的分野の在留資格」とは、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能が該当する。

- (4) 職種別では、「生産工程作業員」が55.9%で最多を占め、次いで「専門・技術・管理職」が



19.6%を占めている。

### 3 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所

外国人労働者を直接雇用している事業所 25,106 所、その外国人労働者 198,380 人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 2,412 所、外国人労働者 53,032 人であり、それぞれ直接雇用事業所数全体の 9.6%、直接雇用外国人労働者数全体の 26.7%を占めた。

### 4 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴

都道府県別にみると、外国人労働者を直接雇用している事業所数は、東京、愛知、神奈川、大阪、静岡の順で、直接雇用の外国人労働者数は東京、愛知、静岡、神奈川、大阪の順でそれぞれ多く、いずれもこれら上位5都府県で、直接雇用事業所数全体の 44.4%、直接雇用外国人労働者数全体の 52.4%を占めている。

### 5 間接雇用について

外国人労働者を間接雇用している事業所は 5,889 所(これには「直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所」と「間接雇用の形態のみを有する事業所」が含まれる。)であり、その外国人労働者は 144,891 人であった。

- (1) 産業別では、事業所数、労働者数ともに「製造業」が最多であり、90.8%の外国人労働者が「製造業」で就労していた。
- (2) 事業所規模別では、事業所数、労働者数ともに「100～299 人」規模が最も多い。
- (3) 1事業所当たりの外国人労働者数の平均は 24.6 人(前年 25.8 人)であった。